

公布された規則のあらまし

◇静岡県港湾管理規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 1級駐車場の一般使用者に係る許可手続を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。（第14条の5 関係）
- (2) 清水港江尻岸壁の整備工事に伴い、必要な改正を行いました。（別表第1、別表第2 関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。